

はじめに

- 収益事業に対する課税
- 公益法人等の税制
- 収益事業の税務
- 収益事業からの除外
- 収益事業の区分経理
- 収益事業の開始
- 収益事業に係る法人住民税等
- 損益計算書等の提出制度

第1章 物品等の販売

- <概説>
- ふるさと納税への出品等
 - 施設利用者への日用品等の販売
 - 食品の移動販売
 - フェアトレード商品の販売
 - 書籍の販売
 - 寺社の門前等での販売
 - バザーでの販売
 - サブスクリプションによる販売
 - 福祉用具の販売
 - 古物買取業者への販売

第2章 物品・施設等の貸出し

- <概説>
- 会議室等の貸出し
 - 体育館、フィットネスルームの貸出し
 - 野球場、テニスコートの貸出し
 - ゴルフ場の貸出し
 - ユニークベニューへの庭園、美術館の貸出し
 - ゴルフ用具、野球用具等の貸出し
 - 福祉用具の貸出し
 - タブレットやパソコンの貸出し
 - 自転車の貸出し
 - 所蔵美術品の貸出し

第3章 不動産の貸付け

- <概説>
- 住宅の貸付け
 - テナントの貸付け
 - 駐車場の貸付け
 - マンション用地の貸付け
 - 国、地方公共団体への土地の貸付け
 - 店舗用地の貸付け
 - 看板用地、屋上、壁面等の貸付け
 - ボックス貸し、ケース貸し
 - 資材置場の貸付け
 - 携帯電話基地局の設置場所の貸付け
 - 市民農園の貸付け
 - 借地権利金の受取
 - 譲渡承諾料の受取
 - 更新料の受取
 - 建替承諾料の受取

第4章 各種事業の運営

- <概説>
- 有料老人ホーム
 - 子ども食堂
 - 認可外保育施設
 - 障害者向け就労支援事業
 - 送迎保育ステーション
 - 放課後等デイサービス
 - ヘルパーの派遣事業
 - 温泉アクティビティセンター
 - 住宅改修事業
 - カフェ
 - トリミングサロン
 - ペット葬祭事業
 - 美術館
 - 博物館
 - 会館
 - 遊園地、動植物園
 - 病院
 - 野球場、テニスコート、ゴルフ場
 - 保護シェルター
 - 劇場
 - 寄宿舎
 - 宿泊施設
 - 浴場
 - コインロッカー
 - 納骨堂

第5章 イベントの開催

- <概説>
- ピアノコンサート
 - トークイベント
 - フリーマーケット
 - 作品の展示会
 - 農業体験イベント
 - eスポーツ交流大会
 - フットサル大会
 - スポーツ大会
 - 市民マラソン大会
 - 合唱コンクール
 - アウトリーチ演劇公演
 - 防災訓練
 - シンポジウム
 - 祝賀会、懇親会
 - 法人葬

第6章 教室の開講

- <概説>
- 学習塾
 - プログラミング教室
 - エアロビクス教室
 - ペットのしつけ教室
 - 経営セミナー
 - WEBデザインセミナー
 - サッカー教室
 - フリースクール
 - 語学教室
 - ダンス教室

第6章 各種事業の運営

- 民間資格の検定試験
- 民間資格の認定
- 民間資格の登録、更新
- セミナーのテキスト
- オンライン講演会

第7章 サービスの提供

- <概説>
- 外出支援サービス
 - 高齢者見守りサービス
 - 自宅への配食サービス
 - 家事代行サービス
 - 訪問理容美容サービス
 - 一時預かり保育サービス
 - 保育所等への送迎サービス
 - 産前産後サポートサービス
 - 検診車での巡回検(健)診
 - 空き家管理サービス
 - お墓参り代行サービス
 - 結婚相談所
 - エンディングサポート
 - 身元保証人代行サービス
 - カーシェアリングサービス
 - データベースの利用
 - 講師派遣サービス
 - 団体保険の事務代行サービス
 - 民間救急サービス
 - 信用保証サービス
 - 認定マークの使用
 - メルマガによる情報提供サービス
 - 仕出し料理による飲食物の提供
 - 旅行の企画、運営
 - 保険代理店

第8章 その他

- <概説>
- 資金の貸付け
 - クラウドファンディングでの資金調達
 - 不用品の販売代行
 - ホームページ等への広告の掲載
 - 余剰となった自家発電電力の売却
 - 回収した資源ごみの売却
 - 収益事業による所得の運用
 - デジタル会報の発行
 - 法人が受け取る出版物の印税
 - 役職員の出向、派遣
 - 収益事業用不動産の贈与の受入れ
 - 収益事業用不動産の売却損益
 - 国、地方公共団体等からの委託事業
 - 国、地方公共団体等からの補助事業
 - 地方公共団体の指定管理者
 - 証明書の発行

索引

○事項索引

法人形態・事業展開からみた

公益法人等の収益事業判断

393事例

著 田中 義幸 (公認会計士・税理士)

収益事業該当性を

○×で判断!!

◆実際に行われている事業・サービス 131 種類を、法人形態や事業展開により更に場合分けして紹介しています。

◆ケースごとに端的な判断を表示した上で、根拠となる法令・通達の解釈や適用における留意点を解説しています。

◆各ケースにおける消費税の取扱いについても触れています。

A5判・総頁260頁

定価4,290円(本体3,900円)送料410円

ISBN978-4-7882-9368-7

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 3,960円(本体3,600円)

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。

詳細はコチラ



0120-089-339 (通話料無料)

受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www sn-hoki.co.jp/>

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版


はじめに

1 収益事業に対する課税

法人税法では、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち、収益事業から生じた所得以外の所得に対しては、法人税を課さないと定めています（法税6）。公益法人等は寄附金や補助金、会費などを原資として公益活動を行う法人ですが、その結果収支に余剰が生じても、そこには課税が行われないということを意味しています。もし、そこに課税が行われると、活動の原資が損なわれて公益活動を阻害するおそれがあるからです。

しかし、たとえ公益目的の名目で行われる事業であっても、公益法人等が相手方に物品や役務を提供してその対価を得るような場合には、基本的に収益事業として課税が行われる余地が生じます。収益事業については、対価性のある取引として、原価を償ってなお余りある余剰に対して課税が行われても、余剰が減じるだけで、公益法人等の活動を阻害するおそれがないからです。

このように収益事業が対価取引の継続反復であることを前提に、収益事業が生み出す担税力に着目して行われる課税が、公益法人等に対する収益事業課税であることができます。

我が国の法人税制は、法人を①公共法人、②公益法人等、③協同組合等、④人格のない社団等、⑤普通法人の5つのグループに区分しています（法税2五～九）。各法人に対する課税は、課税所得の範囲を最も大きな要素として、利子等の源泉課税の有無、税率の軽重、寄附金の損金算入限度額の多寡、みなし寄附金の有無、寄附金税制の適用の有無、などの要素を組み合わせて作られています。

第5章 イベントの開催

141

66 eスポーツ交流大会

ケース

判断

公益法人等が次のような形態で、eスポーツ交流大会を開催して、様々な収益を得る場合、収益事業の判断はどうになりますか。

- ① 一般社団法人が、eスポーツ交流大会を開催して、チケットやグッズを販売するほか、スポンサー料や広告料、放映権収入を得る場合 ○
- ② eスポーツ交流者グループ（任意団体）が、参加者から参加費を集めて、eスポーツ交流大会を開催する場合 ✗
- ③ フリースクールを運営するNPO法人が、企業の協賛金を得て、不登校児を対象にeスポーツ交流大会を開催する場合 ✗

POINT

eスポーツとは、コンピューターゲームをスポーツ競技としてとらえる場合の総称とされています。

はじめに

第1章 物品等の販売

37

1 ふるさと納税への出品等

ケース	判断
公益法人等が次のような形態で、ふるさと納税への出品等を行う場合、収益事業の判断はどうになりますか。	○
① 一般社団法人が、生産した農産物をふるさと納税の返礼品提供事業者としてECサイトで提供する場合	✗
② 公益財団法人が、公益目的事業である障害者就労支援事業で製作した工芸品をふるさと納税の返礼品提供事業者として提供する場合	✗
③ 認定NPO法人が、ふるさと納税を経由する法人応援制度による寄附に対して少額の返礼品を提供する場合	✗

POINT

公益法人等や人格のない社団等が、物品を有償で提供する行為、いわゆる販売などを行うことは、収益事業である「物品販売業」に該当するとされますが、その物品が農産物等であり、これを特定の集荷業者等に売り渡すだけの行為は、「物品販売業」に該当しないとされています（法基通15-1-9）。

はじめに

第7章 サービスの提供

177

92 高齢者見守りサービス

ケース	判断
公益法人等が次のような形態で、高齢者見守りサービスを行う場合、収益事業の判断はどうになりますか。	○
① 社会福祉協議会が、低廉な料金で高齢者見守りサービスを行う人を紹介するサービスを提供する場合	○
② シルバー人材センターが、公益目的事業として高齢者見守りサービスを行って料金を得ている場合	✗
③ NPO法人が、市からの補助金を得て、高齢者見守りサービス用の通信機器を無料で貸し出している場合	✗

POINT

社会福祉協議会とは、地域福祉の推進を目的として、地域住民や福祉活動団体、福祉事業者等の参加によって構成される民間の団体です。法人の種類としては公益法人等に属する社会福祉法人です。社会福祉法人の医療保健業は、収益見守りサービスを行う人を紹と判断されることから、収益ます（法税令5①十七、法基通15

はじめに

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号

東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

はじめに

第1章 物品等の販売

39

事業に該当する場合には、収益事業から除外されますので、収益事業の物品販売業には当たらず、非課税となります（法税令5②一）。

それから、③の認定NPO法人が、ふるさと納税を経由する法人応援制度による法人への寄附に対して少額の返礼品を提供する場合ですが、これは返礼品が少額の社交儀礼にとどまる範囲のものであれば、対価関係にあるとは認められず、収益事業には該当しないものと考えられます。しかし、返礼品が明らかに社交儀礼の範囲を超えて、商業的価値が明らかなものである場合には、受けける寄附金と対価関係にあるとして「物品販売業」に該当するケースも出てくるでしょう。

【消費税の取扱い】

少額の社交儀礼の範囲で、対価関係にないものは、消費税の課税対象にはなりません。

第8章 その他

233

130 地方公共団体の指定管理者

ケース	判断
公益法人等が次のような形態で、地方公共団体の指定管理者として事業を行った場合、収益事業の判断はどうになりますか。	✗
① 公益財団法人の公益目的事業において、市の指定管理者として、公園の管理を行い受託収益を得ている場合	✗
② 一般財団法人（移行法人）が実施事業において、区の指定管理者として、区民ホールの管理を行い受託収益を得ている場合	○
③ NPO法人が特定非営利活動において、市の指定管理者として、保育園の運営を行い、利用者から保育料を得ている場合	✗

POINT

公益法人等が、地方公共団体の指定管理者として公的施設の管理等を行い受託料を得る事業は、基本的に収益事業の請負業に該当するものとされます（法税令5①十）。いわゆる実費弁償で行われる国、地方公共団体等からの委託事業などとは異なり、指定管理者としての事業はそれぞれの法人の裁量により利益を生じることが認められている事業です。

(2024.6) 51003281